

工事費等内訳書の取り扱いについて

(平成16年6月1日 施行)

(平成16年9月13日 改訂)

(平成18年2月1日 改訂)

(平成19年4月1日 改訂)

三重県発注の公共工事発注に係る入札時の工事費等内訳書の取り扱いについては次のとおりとする。

1. 工事費内訳書の提出を求める工事及び委託業務

(1) 電子入札実施対象工事

(2) 電子入札実施対象業務委託

以下、委託業務については、工事を業務委託と読み替えることとする。

ただし、単価契約に係るものを除く。

(3) 上記のほか発注者が工事費内訳書の提出が必要であると認める工事等

電子入札実施対象工事とは、電子入札対象案件全てを指し発注機関の判断により紙入札で執行するものも含む。

2. 工事費内訳書の提出及び無効措置等の明示

(1) 発注機関の長は、上記1により、工事費内訳書の提出を求める建設工事を定め、その旨を公告・入札心得・入札条件に記載するものとする。

(2) 工事費内訳書に記載すべき事項及び様式については、入札参加資格確認通知書または入札（見積）指名通知書等にその内容を記載した書面及び様式を添付するものとする。

(3) 提出のあった工事費内訳書が以下の各項目のいずれかに該当する者の入札書については三重県会計規則第七十一条により無効とし、また、提出した工事費内訳書の不明な点を説明しない者は失格とする場合がある旨を入札条件等に明記するものとする。

工事費内訳書を提出しないもの

工事費内訳書の金額と入札額が一致していないもの

一括値引き、減額の項目が計上されているもの

注 端数処理を行う場合、千円以上の処理が確認されるものについては一括値引きと見なします。

記載すべき項目が欠けているもの

その他不備があるもの

3. 工事費内訳書の審査・確認及び入札執行

(1) 県議会の議決に付すべき工事

入札を執行する職員は、全入札参加業者から入札書及び工事費内訳書の提出を受け、入札書を開封し入札（見積）結果調書に入札額（見積額）を記入する。その後、全ての入札参加業者の工事費内訳書についてその内容の確認・審査を行う。その結果、上記2の（3）に明示した事項 から のいずれかに該当する場合はその者の入札書を無効とする。また、工事費内訳書の内容に不明な点がある場合は、当該参加業者に個別にその説明を求め、不明な点の説明が十分でない者は失格とする。

(2) 上記以外の工事

入札を執行する職員は、全入札参加業者から入札書及び工事費内訳書の提出を受け、入札書を開封し入札（見積）結果調書に入札額（見積額）を記入した後、落札候補者の工事費内訳書の内容を確認・審査を行う。その結果、上記2の（3）に明示した事項 から のいずれかに該当する場合はその者の入札書を無効とする。なお、くじ引きによる落札者の決定を行う場合はくじ引き後の落札候補者の工事費内訳書を審査する。その結果、その者の入札書が無効となった場合には再度くじ引きにより落札候補者の決定を行い該当者の工事費内訳書の内容を確認・審査する。

ただし、下記（3）による場合などで、全ての参加者の工事費内訳書を確認する場合は、工事費内訳書の確認・審査の後、落札候補者の決定を行う。

(3) 高落札率など、談合・連合等不正な行為の疑義がある場合

開札後、落札決定を保留したうえで、入札参加者全ての工事費内訳書の確認・審査を行うこととし、工事費内訳書の不明な点を説明しない者は失格とするなどの措置を講ずるものとする。

(4) その他

落札候補者の工事費内訳書の確認・審査の結果、落札者を決定した後に落札者以外の参加者の工事費内訳書による入札の無効が明らかになった場合においても、落札決定後の入札事務を妨げないものとする。

4. 入札時に工事費内訳書の提出を求めない工事の取扱いについて

紙入札対象工事で工事費内訳書の提出を求めない工事については、入札時に工事費内訳書の携行を義務付けるものとし、その取り扱いは以下のとおりとする。

(1) 入札時の工事費内訳書の携行確認

入札時に工事費内訳書の提示を求め確認する。この場合、工事費内訳書を提示しないものは入札に参加できないものとする。

(2) 談合・連合等不正な行為の疑義がある場合等の工事内訳書の提出について

発注者が必要と認めた場合は工事費内訳書の提出を求めることができるものとし、工事費内訳書の不明な点を説明しない者は失格とするなどの措置を講ずるものとする。

5. 工事費内訳書の確認及び審査について

(1) 確認・審査について

提出を求める場合

原則として入札を執行する職員が行うこととする。なお、高落札率など、談合・連合等不正な行為の疑義がある場合や、県議会の議決に付すべき工事において入札参加者全ての工事費内訳書の確認・審査を行うときは技術職員も携わることとする。

提示を求める場合

入札時に、工事費内訳書の提示を求め確認を行うこととする。

確認の手順は、各発注機関の取り扱いによる。

(例)

) 入札時に納税証明書の確認等とあわせて提示を求め、工事名・業者名および白紙でないか等の確認を行う。

) 入札会場において参加者の出欠確認の際、挙手とともに提示させる。など。

(2) 2.(3)に定める内容の審査について

工事費内訳書を提出しない

工事費内訳書を提出しない場合と必要な項目の記入がない場合を含む。

工事費内訳書の金額と入札額が一致していない

工事費内訳書の合計金額と入札金額の整合を確認する。

一括値引き、減額の項目の計上

内訳の項目として、一括値引きの項目を設定している場合およびマイナス計上の項目がある場合。

ただし、端数処理を行う場合は、千円未満についてのみ認めることとし、千円以上の処理が確認される場合は一括値引きと判断する。

なお、端数処理の箇所についてはこれを問わない。

記載すべき項目が欠けている

発注者が事前に指定する項目が記入されているかを確認する。

内訳書を提出する業者名・代表者名・工事名等発注者が指定した項目の記載が欠けているもの。

その他不備がある場合

工事費内訳書に記載の工事名と当該工事名と一致しない。

内訳書に記載の計算が整合しない。

など。

(3) 工事費内訳書の不備で入札が無効となったものの取扱いについて

工事費内訳書の不備で入札が無効になっても、談合等不正な行為が確認できなければ、資格（指名）停止措置は行わない。

- 附 則 平成 6 年 4 月 1 日制定の運用基準は廃止する。
- 附 則 この取扱いは平成 1 6 年 6 月 1 日から施行する。
- 附 則 この取扱いは平成 1 6 年 9 月 1 3 日から施行する。
- 附 則 この取扱いは平成 1 8 年 2 月 1 日から施行する。
- 附 則 この取扱いは平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。